

# 令和6年 第7回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年5月29日（水）午前10時  
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）  
白 井 靖 二  
荒 川 陽 子  
塩 地 淳 子  
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 事務局長          | 長谷川 和 秀 |
| 事務局次長兼こども施設課長 | 矢 野 伴 典 |
| 事務局次長兼生涯学習課長  | 毛 利 公 一 |
| こども政策課長       | 永 榮 一 博 |
| こども支援課長       | 長 尾 理 恵 |
| 学校教育課長        | 仲 倉 昭 雄 |
| 学校給食課長        | 伊 藤 康 恵 |
| スポーツ振興課長      | 成 田 博 顕 |
| 文化振興課長        | 大 塚 一 平 |
| こども政策課長補佐     | 長 門 美 香 |
| こども施設課長補佐     | 宇 山 芳 直 |
| 学校給食課長補佐      | 野 口 浩 司 |
| こども政策課担当課長補佐  | 佐 藤 祐 佳 |
| こども施設課担当課長補佐  | 枡 本 隆 之 |
| 学校教育課担当課長補佐   | 畑 野 良 幸 |
| こども施設課主任      | 門 脇 克 史 |
| こども政策課事務員     | 山 崎 武   |

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議 事  
議案第30号 米子市立小学校学校運営協議会委員の任命について

議案第 3 1 号 米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱  
及び任命について

議案第 3 2 号 米子市美術館協議会委員の任命について

議案第 3 3 号 米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

議案第 3 4 号 米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

議案第 3 5 号 米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に  
関する基本的事項の策定等に対する意見について

報告第 4 号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代  
理の報告について

## 開 会            午前１０時００分

○浦林教育長    ただいまから、令和６年第７回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

### １ 会議録署名委員の指名

○浦林教育長    それでは、日程第１、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

### ２ 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長    次に、日程第２、前回の会議の会議録の承認に移ります。  
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。  
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長    前回の会議は、令和６年４月２４日に開催されまして、議案第２５号「米子市教育支援委員会委員の任命について」から、議案第２９号「米子市指定有形文化財の指定について」までの５議案をご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

また、報告第３号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を報告したところでございます。前回の会議の概要は以上です。

○浦林教育長    前回の会議の会議録を承認します。

### ３ 教育長の報告

○浦林教育長    次に日程第３、教育長の報告について私から報告いたします。  
今日は４点、ご報告させていただきます。

１点目ですけれども、新たな教育委員さんの任命についてです。５月２０日に永井善郎さんが新たに教育委員に任命されました。どうぞよろしくお願いいたします。

２点目ですけれども、全国都市教育長協議会についてですが、５月８日と９日に長崎市で開催され、私が参加させていただきました。いろいろ学びもございました。米子市の教育行政に生かせるようにしていきたいと思います。

３点目は、米子市小中ＰＴＡ連合会の総会、そして懇親会ですけれども、５月２４日に開催されました。懇親会は、大変久しぶりということでありました。懇親を深める良い機会となりました。出席されました委員の皆様方、お疲れ様でございました。

４点目は、鳥取県の植樹祭についてです。５月２８日に和田小学校を会場に、久しぶりに米子市で開催されました。和田小学校の子どもたちとかが松を育て

て、それを431号線沿いに植えていくということだったんですけれども、いろいろな場面で和田小の子どもたちが活躍をして、とてもいい機会になったなというふうに思っております。私からは以上でございます。

#### 4 議 事

○浦林教育長 それでは、日程第4、議事に入ります。

議案第30号「米子市立小学校学校運営協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

畑野学校教育課担当課長補佐。

○畑野学校教育課担当課長補佐 それでは、議案第30号「米子市立小学校学校運営協議会委員の任命について」、学校教育課から説明いたします。

1ページをご覧ください。本議案は、米子市立箕蚊屋小学校、福生東小学校、五千石小学校の学校運営協議会における委員の任命について、教育委員会にお諮りするものです。箕蚊屋小学校学校運営協議会から1名、福生東小学校学校運営協議会から1名、五千石小学校学校運営協議会から1名、交代の要望がありました。

委員の任期は、令和6年5月29日から令和7年3月31日です。

委員の氏名、所属等は記載されているとおりでございます。以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第30号については、原案のとおり任命することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第30号「米子市立小学校学校運営協議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 それでは、議案第31号「米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題としますが、本件については、長谷川事務局長と伊藤学校給食課長が本件提案の委員として審議の当事者となっています。

つきましては、長谷川事務局長と伊藤学校給食課長は本議案を審議する間は、

一旦退席することとします。

それでは、長谷川事務局長と伊藤学校給食課長は、退席してください。

一旦、ここで休憩いたします。

〈休憩〉

○浦林教育長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

野口学校給食課長補佐。

○野口学校給食課長補佐 議案第31号「米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱及び任命について」、学校給食課より説明いたします。

本日は、参考資料として、4ページに米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱をつけております。

本議案は、要綱第1条に基づいて設置する米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱及び任命を、要綱第3条第1項の規定に基づいて行おうとするものでございます。

学校給食の調理業務につきましては、現在、令和2年度から5年間、民間事業者に委託して、市内5か所の調理施設で実施しており、今年度でその委託期間が終了いたします。このたびの米子市学校給食調理業務受託者選定委員会は、次の令和7年度から令和11年度までの5年間の調理業務を委託する業者を選定するための委員会でございます。

委員の任期は令和6年6月1日から、先ほどの要綱第3条第2項に規定する日まで、つまり受託者の候補者となる民間事業者を選定した結果を教育委員会に報告するまででございます。

委員の氏名等につきましては、3ページの別紙に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

荒川委員。

○荒川委員 調理業務を受託する業者の選定に係る今後の予定と言いますか、報告がいつごろになるという見込みは、ある程度決まっているのでしょうか。

○浦林教育長 野口学校給食課長補佐。

○野口学校給食課長補佐 今の予定としましては、8月までに4回会議を開催したいと思っております。1回目が、日程を6月10日と決めておりまして、そ

のときは募集要項ですとか、選定基準等について協議をいただくことにしております。その後に、入札と募集要項等を公表いたしまして、業者を募集することにしておりまして、実際の業者はプロポーザルによって決定したいと思っております、その実施は8月の下旬に行う予定としております。教育委員会での事業者の報告は、9月もしくは10月の教育委員会で報告したいと考えているところです。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 わかりました。それでは、報告された段階で、会自体も解散というか、職を解かれるということですか。

○浦林教育長 野口学校給食課長補佐。

○野口学校給食課長補佐 はい、そのとおりでございます。

○浦林教育長 そのほかのご意見、いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第31号については、原案のとおり委嘱及び任命することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第31号「米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱及び任命について」は、原案のとおり委嘱及び任命することにいたします。

事務局職員入室のため、一旦ここで休憩いたします。

〈休憩〉

○浦林教育長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次に議案第32号「米子市美術館協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 議案第32号「米子市美術館協議会委員の任命について」、ご説明いたします。

議案5ページをお開きください。こちらは、米子市美術館条例第19条の規定により設置しております米子市美術館協議会の委員について、米子市中学校長会からの代表委員でありました八幡晋史氏が解任されることに伴い、新たに堀場善智氏を任命するものでございます。

なお、委員の任期は前任者の残任期間であります令和7年9月30日まででございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第32号については、原案のとおり任命することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第32号「米子市美術館協議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 それでは、次に議案第33号「米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 それでは、議案第33号「米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明をさせていただきます。

議案資料の6ページをご覧ください。このたびの改正は、学校の体育館、グラウンドを地域の方などのスポーツ利用のために開放する、いわゆる学校開放事業におきまして、施設を利用される際の許可申請等の手続きについて、オンライン予約システム等を導入することに伴いまして、所要の整備を行うためのものでございます。

今、申し上げたオンライン予約システムでございますけれども、これは従来、書面によりまして学校体育施設利用許可申請書を公民館、または学校にご提出をいただく必要があったところ、今後はシステムの導入によりまして、スマート

フォンやパソコンからのお手続きが可能になるものでございます。

これに伴いまして、本規則中の学校体育施設の利用手続きを定めている部分につきまして、必要な改正を行うものでございます。

なお、本規則の改正とは直接関わりがない部分もございしますが、このたびのオンライン予約システム等の導入によりまして、学校体育施設利用の流れがどのように変わるかということにつきまして、簡単にご説明させていただきます。

議案資料の12ページをご覧ください。ページの上半分がシステム導入前、下半分がシステム導入後の施設利用の流れを図でお示ししたものとなっております。ここでは小学校の例をお示しをしております。

先ほど申し上げましたスマートフォンやパソコンからのオンライン予約に加えまして、実際にご利用される際の体育館の鍵の受け渡しにつきましても、これまで上の図の矢印の⑤番、⑦番でお示しをしておりますように、利用の都度、公民館、あるいは学校の方に足を運んでいただく必要があったところでございますが、今後につきましては予約システムの方から発行されるパスワードで開けることができるキーボックスを体育館の入口付近に設置することによりまして、対面による鍵の受け渡しが不要となってまいります。

また、施設使用料のお支払いにつきましても、これまでは四半期ごとに利用実績をご報告をいただきまして、納付書によってお支払いをしていただいていたところでございますけれども、これにつきましてもキャッシュレス決済を導入いたしまして、利用される方の利便性の向上を図ることとしております。簡単ですが説明は以上となります。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

荒川委員。

○荒川委員 利便性が向上すると思うんですが、逆に紙で申請したいという意見が全くないんでしょうか。あるいは、紙はもう申請をしなくなって、デジタル一つでの申請方法なのかということと、キャッシュレス決済について、決済方法はクレジットカード、ほかにはどういった方法があるのでしょうか、教えていただけたらと思います。

○浦林教育長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長 1点目のご質問ですが、これまでどおりの紙ベースでの申請がどうなるかということですが、基本的には皆様に丁寧に説明させていただいて、ご理解を得ないといけなところではあります。基本的な考え方としては、原則、紙での申請は終わりにしましてデジタルで行きたい。ただ、苦手な方もいらっしゃいますので、その辺りは担当課が極力支援と



か、ご相談に丁寧に対応させていただきたいと考えているところでございます。ここは、丁寧に説明して、長い時間をかけてお手伝いさせていただくことで進めるしかないかなと、今、思っているところでございます。

それからもう1点が決済の詳細でございますが、今のところシステム上で決済可能となっておりますのがクレジットカード、それからP a y P a y、あとL I N E P a y この3種類でございます。以上でございます。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 デジタル化に馴染めない方がある程度おられると思うので、丁寧に説明していただくとともに、支払方法に関しても、やはり納付書ではなくて、全部デジタルのキャッシュレス決済に移行していくということですか。

○浦林教育長 宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 支払方法につきましては、一部システムで対応ができない部分もございまして、そういったものは納付書が残ることになりますし、あるいは先ほど来お話がありますように、キャッシュレス決済の手段を通常使われてない、あるいはお持ちでない方につきましては、原則はキャッシュレス決済をお願いしたいと思っておりますが、そういう方につきましては、納付書による支払いが少し残らざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 わかりました。決済の方は柔軟に対応していただければと思います。

○浦林教育長 白井委員。

○白井委員 事前に決済をしてから利用するのですか。

○浦林教育長 宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 キャッシュレスの場合は、予約承認の際に決済をいただくという流れになっておりますが、もし納付書でお支払いをいただくということになりました場合には、事後のお支払いとなります。

○浦林教育長 白井委員。

○白井委員 その際に、例えばキャッシュレスで決済したけども、直前になってキャンセルした場合の返金はスムーズにいきますか。

○浦林教育長 宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 決済代行業者の方から米子市に入金があった後のご返金となりますので、少しお時間をいただくこととなりますけれども、手続きとして特段支障がないというふうに考えております。

○浦林教育長 塩地委員。

○塩地委員 先ほど、紙での申請を希望される方もいらっしゃるかもしれないということだったんですけど、その際にお手伝いをしてくださるというふうにおっしゃっていましたが、どのようにお手伝いしていただけるのでしょうか。例えば、紙で申請するにはどちらに行って、お手伝いをお願いできるのでしょうか。例えば、公民館に行くとか、具体的に教えていただければと思います。

○浦林教育長 宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 基本的には、こども施設課の窓口までお越いただければ、例えばこちらでお話を伺って、お手続きを代わりに入力させていただくとか、あるいはお持ちの端末と一緒に見ながら、一緒にお手続きを進めさせていただくような方法を考えております。ただ、これまで手続場所となっておりました公民館でも、ご相談があれば可能な範囲でフォローはしていただけるというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○浦林教育長 永井委員。

○永井委員 この規則は6月1日から施行で、7月1日以後における学校体育館の利用についてということは、ここで承認して、6月1日から施行して7月1日からは実際にこの運用にかかるということで、1か月の間にこれを浸透させないといけないってということですか。

○浦林教育長 宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 現在、利用のルールが、実際に利用される前の月の

10日からご予約をいただけますので、7月の利用から本運用を開始するということは、6月10日から受付が開始されるということでございます。

ただ、実はシステム自体は既に構築が終わっておりまして、利用者への説明会なども既に開催をさせていただいているところでございます。3月の18日から試験運用ということで、実際にシステムですとか、キーボックスを触っていたく期間を設けているところでございます。以上です。

○浦林教育長 そのほか質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第33号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第33号「米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第34号「米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 議案第34号「米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ振興課から説明をさせていただきます。

議案書の13ページ以降に記載をしております。このたびの規則の制定につきましては、東山公園内に新たに米子アリーナを整備するに当たりまして、令和6年5月26日をもって米子市民体育館及び米子市営東山補助グラウンドを廃止することに伴いまして、規定の整理、その他所要の整備を行おうとするものでございます。

改正内容といたしましては、議案書19ページに載せております。米子市民体育館の廃止に伴い廃棄します市民体育館の備付けの器具の使用料に係る規定を削除すること、体育施設使用許可申請書から東山補助グラウンドの表記を削除すること、体育施設使用料減免申請書に申請者の押印を要しないこととすること、体育施設使用料還付申請書及び体育施設汚損届出書に個人が氏名を自署する場

合に、押印を省略することができることとすることとでございます。なお、この規則は公布の日から施行することといたします。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第34号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第34号「米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することいたします。

○浦林教育長 次の審議に入ります前にお諮りいたします。

議案第35号は、米子市として6月7日に公表を予定しているため、審議内容を公にすることはなじまないと考えますので、この審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第35号については非公開といたします。

○浦林教育長 それでは、次に議案第35号「米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第35号「米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について」、ご説明申し上げます。

議案資料の20ページをお開きください。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び第29条の規定により、米子市長から意見を求められた次の3点について、教育委員会の意見を取りまとめようとする

ものでございます。

意見を求められたのは、1点目、米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について、2点目、米子市立幼保連携型認定こども園の設置について、3点目、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成についてでございます。いずれも、米子市立の保育所である東保育園の移転・建て替え、幼保連携型認定こども園への移行に係るものでございます。

少しページが飛びますが、33ページをお開きください。参考事項の1ですが、本市では米子市子ども・子育て支援事業計画に定める構想に基づきまして、公立保育所の統合・建て替えを進めております。また、幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域における子育てをより一層支援していくため、統合・建て替え後の園は、幼保連携型認定こども園とし、就学に向けて円滑な移行ができるよう取り組んでいるところでございます。

東保育園につきましては、統合ではなく単独での移転・建て替えとなりますが、建て替え後の園は、幼保連携型認定こども園とすることとしております。

34ページをお開きください。5の幼保連携型認定こども園のところですが、幼保連携型認定こども園は、ウに記載しておりますように、教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を併せ持つ施設でございます。(2)に記載しておりますように、所管は地方公共団体の長ですが、幼保連携型認定こども園につきましては、教育機関でもあることから、地方公共団体の長と教育委員会との密接な連携・調整が必要となります。そのような観点から、(3)のアの(ア)に記載しておりますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項におきまして、幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定、その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市の規則で定めるものを実施するときは、教育委員会の意見を聴くこととされています。

次の35ページをご覧ください。参考法令の2に、その意見を聴取すべき事務を定める規則の条文を記載しております。第1号、認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること、第2号、認定こども園の設置及び廃止に関すること、こちらが意見を聴取すべき事務として定められています。

次に、同じページの上のオをご覧ください。地方公共団体の長は、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴くこととされています。

これらの規定に従いまして、このたび米子市長から、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について、米子市立幼保連携型認定こども園の設置について、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成について、この3点について、意見の求めがあったため、教育委員会の意見を取りまとめようとするものでございます。

議案の概要説明は以上でございまして、引き続いて議案の内容につきまして、所管のこども施設課からご説明させていただきます。

○浦林教育長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長 そういたしますと3点の概要につきましてご説明させていただきます。

議案の21ページをご覧ください。先ほど、こども政策課長の永榮からもございましたが、まず1点目は21ページの一番下に大きい項目で、策定しようとする教育課程に関する基本的事項、こちらの意見を伺おうとするものでございます。その中身は、東こども園で提供する教育・保育の内容等でございます。具体的には議案の24ページをご覧ください。24ページから25ページの2ページにかけて大きい項目で1番から4番まで記載しております。

具体的に意見を伺いたいと考えておりますのは、この両ページにあります4つの大項目についてでございまして、その内容につきましては記載のとおりでございます。

引き続いての説明でございしますが、意見を伺う2点目といたしまして、議案の31ページをご覧くださいませうでしょうか。認定こども園の設置につきまして、委員の皆様にご意見を伺うものでございまして、その内容につきましては、このページ中ほどから下に2つの大項目を書いておりますが、そちらに記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案書の36ページをご覧ください。意見を伺いたい3点目でございますが、教育に関する事務につきまして定める市議会の議決を経るべき事件の議案の作成につきまして、意見を伺おうとするものでございます。米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定に関しまして、意見を伺うものでございますが、作成しようとしております議案ですが、37ページをご覧ください。

このたびの条例改正でございしますが、米子市東保育園を移転した後に、来春、令和7年4月1日から幼保連携型認定こども園として運営していくため改正しようとするものでございます。

改正する内容でございしますが、括弧で改正内容と書いておりますけれども、そちらに4項目ほど挙げております、記載のとおりでございます。

それから39ページをご覧ください。実際の改正の内容を39ページから40ページにかけて新旧対照表という形で記載しております。

以上3点、ご意見を伺いたいことの概要について説明をさせていただきました。説明は以上でございます。

○浦林教育長 ご意見はありますか。

荒川委員。

○荒川委員 28ページなのですが、認定こども園が啓成小学校に隣接したところで実施されるということで、目指す保幼小連携が一層進めばいいと思うんですが、具体的にフッ化物洗口代のところが少し気になったので教えていただきたいんですけど、今、小学校何校かでそういった取組みがあって、子どもたちにとってはいい環境が整いつつあるかと思えますし、今回のこども園でも4歳と5歳のお子さんにそういう取組みがあるということで、市としては虫歯ゼロの方向に向かっているのかなと思いますが、ただ実施される先生方といえますか、やはりそこにかかる手間が小学校でもなかなか大変だと聞いているので、より小さい年齢のお子様だと先生方が大変だということと、事故がないようにしていただきたいなというふうに思いました。意見として。

○浦林教育長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長 先ほどいただきましたご意見、貴重なご意見として承りたいと思います。

○浦林教育長 そのほか、いかがでしょうか。  
永井委員。

○永井委員 啓成校区ですぐ近くなもので、東保育園も近くで、朝晩の送り迎えの状況を見てるんですけども、これが150人の幼保連携型認定こども園となると、米子市でも最大規模になると思いますが、保護者の送り迎えのことがものすごく地域住民としては気になるかなと思っていて、東保育園でもバックで入ってくださいとか、結構大変そうなので、そのあたりのことは考えておられるのか伺います。

○浦林教育長 榎本こども施設課担当課長補佐。

○榎本こども施設課担当課長補佐 41ページをご覧くださいよろしいでしょうか。41ページの斜線部分が新園舎のレイアウトでございますけれども、その正面に送迎用の駐車場ということで15台ほど止められるようにはしているんですけど、ここに入口と出口とわかるようにして、具体的に言いますと、この図面の左側、住宅地が描いてある方が入口で、入口から正面の方へ入って行って、出口が小学校の方から出るような形で、標識も当然きちんとつくって、出入りがスムーズにいくように工夫をしているところでございます。以上です。

○浦林教育長 一方通行にするということですね。

○榎本こども施設課担当課長補佐 はい、そうです。

○浦林教育長 9号線から米川沿いに進んで、そこから米工側に流れていくということですね。啓成小の横から米工の裏側の方に向かって出てくるという流れですね。

荒川委員。

○荒川委員 同じく啓成小学校の状況は、工業の前の方を入れて出るのでしょうか。

○浦林教育長 宇山こども施設課長補佐。

○宇山こども施設課長補佐 啓成小学校における車の出入りでございますけれども、これにつきましては基本的に米子工業の向かい側に2か所車の出入口がございます、そこから出入りをさせていただいているところでございます。以上です。

○浦林教育長 永井委員。

○永井委員 150人子どもたちが来るとなると、1人1台として車が150台近くで、小学生の登下校との絡みだとか、ここは横断歩道もありますし、ちょっと一方通行にしても、今以上にすごい車の交通量になると思いますので、十分な配慮をされた方がいいと思います。よろしくお願いします。

○浦林教育長 スタートしたら状況をしっかり把握して、もしかしたらもっと手を打たなければいけないということも想定されるので、今のご意見をしっかり受け止めて、状況を見守っていきましょう。また、地域の方からもいろんな声が入ると思いますので、お知らせをいただけたらと思います。

その他いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 意見がないようですので、採決いたします。

議案第35号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ありませんか。



(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第35号「米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について」は、「付すべき意見なし」で承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、報告第4号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 報告第4号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご報告いたします。

議案資料の42ページをご覧ください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、1、臨時代理した事項につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、43ページの令和6年5月14日付け人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和6年5月14日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。報告は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありますか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会          午前10時45分